

# 立川市男女平等参画基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第8条）

#### 第2章 基本的施策（第9条～第11条）

#### 第3章 苦情の処理（第12条～第15条）

#### 第4章 立川市男女平等参画推進審議会（第16条～第19条）

#### 第5章 雑則（第20条）

### 附則

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

立川市は、日本国憲法のこの理念に基づき、平成8年10月に東京都で最初に男女共同参画都市宣言を行うなど、男女が共にいきいきと豊かに暮らす社会の実現をめざした施策を推進してきました。

21世紀を迎えた今日、立川市が今後も活力ある住みやすいまちとして発展していくためには、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮し、輝ける社会を築いていかなければなりません。

立川市は、ここに、男女の人権が尊重され、男女が社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、責任を担う社会の実現をめざし、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の促進について、基本理念並びに立川市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が、個人の意思と責任により多様な生き方を選択することができ、かつ、その生き方が尊重されること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で共に参画し、責任を担うこと。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案並びに決定過程に参画する機会が確保され、その個人の能力が十分に発揮できること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」いう。）に基づき、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の促進にあたり、市民、事業者並びに国及び東京都その他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女平等参画施策を実施するために

必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、その事業活動について、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と育児、介護その他の家庭生活等における活動との両立ができるよう支援に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別に起因する人権侵害を助長し、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為を誘発することのないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 市長は、推進計画を策定するにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、第16条に規定する立川市男女平等参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告等)

第10条 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表する。

2 市長は、前項に規定する年次報告について、第16条に規定する立川市男女平等参画推進審議会から意見が付されたときは、その意見の概要を公表しなければならない。

(普及広報)

第11条 市は、市民及び事業者の男女平等参画についての理解を深めるため、普及広報活動に努めなければならない。

### 第3章 苦情の処理

(苦情の申出)

第12条 市民及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、次条に規定する立川市男女平等参画苦情処理委員に苦情の申出をすることができる。

(苦情処理委員の設置等)

第13条 市長は、前条に規定する苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、立川市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(苦情処理委員の職務)

第14条 苦情処理委員は、苦情の申出を処理するため、苦情の申出に係る施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置をとるよう市長に勧告することができる。

(守秘義務)

第15条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も、また同様とする。

#### 第4章 立川市男女平等参画推進審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、推進計画及び男女平等参画施策について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第17条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) その他男女平等参画の促進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体の代表者 6人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 4人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

#### 第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(立川市男女共生社会推進会議条例の廃止)

2 立川市男女共生社会推進会議条例（昭和63年立川市条例第23号）は、廃止す

る。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に策定されている推進計画は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。
- 4 この条例による廃止前の立川市男女共生社会推進会議条例の規定により設置された立川市男女共生社会推進会議は、第16条の規定によって設置された審議会となり、同一性をもって存続する。